

新たな障害者計画及び第 7 期広島市障害福祉計画・第 3 期広島市障害児福祉計画の策定について

I 新たな障害者計画

1 計画策定の目的

本市では、『障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。』を基本理念とした「広島市障害者計画〔2018-2023〕」を平成 30 年 3 月に策定し、その実現に向けた施策の柱とそれらに関連する施策項目を掲げて、障害者施策の推進に努めている。

こうした中、現計画の計画期間が令和 5 年度に満了するため、更なる障害者施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的に、国の「障害者基本計画」のほか、本年度実施する「障害福祉等に関するアンケート」の結果や障害者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた新たな障害者計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 「第 6 次広島市基本計画」の障害福祉分野に関する部門計画とする。
- (2) 「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定されている障害者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」とする。
- (3) 国の「障害者基本計画」や本市の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」を踏まえるとともに、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、本市における障害者施策の推進に関する基本的な指針を定める。
- (4) 「第 7 期広島市障害福祉計画・第 3 期広島市障害児福祉計画」を本計画と一体的に策定する。

3 計画の期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 か年とする。

4 策定体制等

- (1) 広島市障害者施策推進協議会
学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。
- (2) 市民意見の募集等
市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、障害者団体からの意見聴取を行う。
- (3) 市議会への報告
計画骨子・素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に改めて完成版の報告をする。

5 スケジュール

今後、障害福祉に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和 5 年度中に計画を策定する。

<参考：広島市障害者計画〔2018-2023〕の概要>

本計画では、基本理念の実現に向け、広島市の障害者関連施策を網羅する6本の施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

基本理念	施策の柱	施策項目
障害のある人も、 ない人も、 全ての市民が 互いに人格と 個性を尊重し、 支え合い、 自立しながら、 暮らしと生きが い、 地域を共に 創る「まち」広島 を実現する。	1 虐待の防止・差別の 解消と理解と交流の 促進	(1) 虐待の防止と差別の解消の推進
		(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進
		(3) 障害者主体の市民との交流の促進
		(4) 市民主体の活動等の促進
	2 安全・安心な生活環 境整備の推進	(1) 外出しやすいまちづくりの推進
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保の支援
		(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
	3 相談支援の充実	(1) 切れ目のない相談支援体制の整備・充実
		(2) 権利や財産を守る取組の推進
	4 地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの必要な量と質の確保
		(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
		(3) 支援を担う人材の確保
		(4) 情報・コミュニケーション支援の充実
	5 発達支援と教育の充 実	(1) 総合的な発達支援の充実
		(2) 自立に向けた教育の充実
	6 活躍支援の充実	(1) スポーツ・文化芸術活動の促進
		(2) 総合的な就労支援の充実
		(3) 障害者雇用の拡大・定着

Ⅱ 第7期広島市障害福祉計画・第3期広島市障害児福祉計画

1 計画策定の目的

本市では、令和3年3月策定の「第6期広島市障害福祉計画・第2期広島市障害児福祉計画」において、障害福祉サービスの提供体制等の確保に係る数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定め、障害者のニーズに応じた切れ目のない支援が行えるよう努めている。

こうした中、現計画の計画期間が令和5年度に満了するため、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する種の基本的な指針（以下「基本指針」という。）」のほか、本年度実施する「障害福祉等に関するアンケート」の結果に基づく障害者ニーズ等も踏まえた次期障害福祉計画・障害児福祉計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」とする。
- (2) 国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく業務の円滑な実施に関し、以下の内容を定める。
 - ① 障害者については、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児については、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ② 障害者については、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援、障害児については、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの計画期間中の各年度における必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策
 - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (3) 計画の策定に当たっては、「広島市基本計画」の障害福祉分野に関する部門計画である「広島市障害者計画」や「子ども・子育て支援事業計画」との調和と整合性を保つことに留意する。
※ 令和5年度は、「広島市障害者計画」も計画期間が満了するため、一体的な策定を行う。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。（法定期間）

4 策定体制等

- (1) 広島市障害者施策推進協議会
学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。
- (2) 市民意見の募集等
市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、広島市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行う。
- (3) 市議会への報告
計画骨子・素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に配付する。

5 スケジュール

今後、障害福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和5年度中に計画を策定する。

1 数値目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	23 人 (2.5%)	・基準時（令和元年度末）における本市の施設入所者数は 948 人 ・目標は令和 3 年度からの累計
イ 施設入所者の削減数	設定しない	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、基準時（令和元年度末）の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第 5 期計画で設定した目標値が令和 2 年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、重度の入所者が多く、地域生活に移行できる者が極めて限られている実態があることから、直近 3 か年における地域移行者数の実績（23 人）を目標として設定します。

イ 施設入所者の削減数

国の基本指針では、基準時（令和元年度末）からの累計の削減率 1.6%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、一律の削減目標は設定しないこととします。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和5年 度)	備 考
ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）		
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	816人	・ 目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	535人	
イ 精神病床における早期退院率		
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	・ 目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	86%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	92%	

ア 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

国の基本指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第 6 期障害福祉計画及び第 7 次保健医療計画において設定する目標値（65 歳以上 2,766 人、65 歳未満 1,649 人）を参考に推計（県の目標値を令和 5 年の県市の人口推計比で按分）すると、65 歳以上は 1,057 人、65 歳未満は 751 人となります。

しかし、既に本市の令和元年度実績（65 歳以上 878 人、65 歳未満 576 人）において上記推計による数値は達成していることから、これまでの実績を踏まえて、以下の算出方法により推計した 65 歳以上 816 人、65 歳未満 535 人を目標として設定します。

【算出方法】

平成 27 年度実績（1,564 人）から令和元年度実績（1,454 人）の直近 5 か年の年次増減率の平均を求めると、1 年間に平均 1.78% ずつ減少しています。これを基に、令和元年度実績（1,454 人）から 1 年間に 1.78% ずつ減少すると推計すると、令和 5 年度は 1,352 人となります。

（これまでの実績及び今後の見込み）

長期入院患者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績	人	1,564	1,520	1,546	1,499	1,454	1年間に1.78%ずつ減少すると推計(※)			
見込み	人						1,428	1,402	1,377	1,352

令和 5 年度目標について、令和元年度実績 1,454 人の内訳（65 歳以上 878 人（60.4%）、65 歳未満 576 人（39.6%））で按分

65 歳以上の長期入院患者数 $1,352 \text{ 人} \times 0.604 = 816 \text{ 人}$ (※)

65 歳未満の長期入院患者数 $1,352 \text{ 人} \times 0.396 = 535 \text{ 人}$ (※)

※小数点以下切り捨て

て

イ 精神病床における早期退院率

国の基本指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後

6か月時点の退院率」については86%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については92%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単 位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	過去5か年 平均
入院後3か月	%	61.9	67.3	66.3	76.0	61.0	66.5
入院後6か月	%	88.0	84.3	88.1	87.0	83.0	86.1
入院後1年	%	92.9	88.6	91.6	91.0	92.0	91.3

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数	8か所	・基準時（令和元年度末）時点で2か所整備 ・目標は基準時（令和元年度末）からの累積
イ 運用状況の検証・検討 	実施	・障害者自立支援協議会において実施する

ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の基本指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和5年度末までに1か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和元年度末までに2か所整備しており、令和5年度までに各区に1か所ずつ整備することを目指し、8か所を目標と設定します。

イ 運用状況の検証・検討

国の基本指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としており、本市においても、年1回以上実施することを目標に設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	314 人 (1.27 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 247 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	189 人 (1.3 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 145 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労継続支援 A 型事業利用者らの一般就労移行者数 ㊦	32 人 (1.26 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 25 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ウ) 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	45 人 (1.23 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 36 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率		
(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用 ㊦	220 人	・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は 314 人 ・目標は単年度の数値
(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上 ㊦	14 か所	・令和 5 年度末の就労定着支援事業所の見込み数は 20 か所 ・目標は単年度の数値

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数

国の基本指針では、令和 5 年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.27 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 247 人の 1.27 倍となる 314 人を目標に設定します。

【計算式】

247 人×1.27=314 人（小数点以下切り上げ）

(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和 5 年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.3 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 145 人の 1.3 倍となる 189 人を目標に設定します。

【計算式】

$$145 \text{ 人} \times 1.3 = 189 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

(イ) 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和 5 年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.26 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 25 人の 1.26 倍となる 32 人を目標に設定します。

【計算式】

$$25 \text{ 人} \times 1.26 = 32 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

(ウ) 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和 5 年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.23 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 36 人の 1.23 倍となる 45 人を目標に設定します。

【計算式】

$$36 \text{ 人} \times 1.23 = 45 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

イ (ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用

国の基本指針では、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

国の基本指針どおり、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和 5 年度の目標 314 人の 7 割にあたる 220 人を目標に設定します。

【計算式】

$$314 \text{ 人} \times 0.7 = 220 \text{ 人（小数点以下切り上げ）}$$

- (イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上
 国の基本指針では、令和 5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率
 が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上とすることを基本としています。
- 国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所の令和 5 年度末における見込み数で
 ある 20 か所の 7 割にあたる 14 か所を目標として設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育 所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置 数	7 か所	・基準時（令和元年度末）の設置 数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用でき る体制の構築	構築	・基準時（令和元年度末）で体制 が構築されている施設は 8 か所
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援す る児童発達支援事業所数	20 か所	・基準時（令和元年度末）の設置 数は 14 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援す る放課後等デイサービス事業所 数	21 か所	・基準時（令和元年度末）の設置 数は 15 か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
(ア) 医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場の設置	設置	・基準時（令和元年度）で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置 新	配置	・基準時（令和元年度）で配置済み。

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設
 置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、現状の設置数である 7 か所と設定
 します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「構築」とします。

イ(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和 5 年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 20 か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 21 か所と設定します。

ウ(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において協議の場の設置が出来ていることから、「設置」とします。

(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において配置が出来ていることから、「配置」とします。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 ㊦	確保	・目標の「確保」の判断は、P30 の「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる

国の基本指針では、令和 5 年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

具体的には、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施する体制の確保により判断します。

本市においては、実施する体制が確保されているため、「確保」とします。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ㊦	構築	・目標の「構築」の判断は、P31 の「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

本市においては、国の基本指針どおり、令和 5 年度末までに体制を構築することを目標として設定します。

2 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方（「現に利用している者の数」や「障害者等のニーズ」等の要素を勘案して定めるなど）や現状等を踏まえるとともに、障害別に過去の実績（伸び等）を踏まえて利用者数を見込み、これに一人当たりの平均利用量の実績を乗じて、今後のサービス量を見込みます（措置による利用は除く。）。

そのほか、サービスによっては、国の制度改正や特別支援学校卒業生数の増加傾向等も勘案して見込みます。

（１）訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、

（２）日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型：雇用契約あり）、就労継続支援（Ｂ型：雇用契約なし）、就労定着支援、療養介護、短期入所

（３）居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

（４）相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（５）障害児支援

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援、医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数、子ども・子育て支援

（６）発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催、発達障害者支援センターによる相談支援、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数

（７）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び、福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施回数、精神障害者の地域移行支援、精神障害者の地域定着支援、精神障害者の共同生活援助、精神障害者の自立生活援助

（８）相談支援体制の充実・強化のための取組

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数

（９）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体との共有

(10) 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター、発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、広域的な支援事業、その他の事業（任意事業）